

お 知 ら せ

2023年7月4日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における所内常設直流電源設備（3系統目）の 設置等に係る原子炉設置変更許可申請について

当社は、女川原子力発電所2号機における所内常設の直流電源設備（3系統目）の設置^{※1}および固体廃棄物処理系固化装置^{※2}の固化材変更^{※3}について、7月3日、宮城県ならびに女川町、石巻市に対し「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」に基づく事前協議の申し入れを行いました。

（2023年7月3日お知らせ済み）

本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」に基づき、「原子炉設置変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出しました。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以 上

- ※1 全交流電源を喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流の電気の供給を行うための設備であり、更なる信頼性向上を目的に、現在設置済みである2系統の直流電源設備に加え、新たに原子炉建屋に設置するもの。新規制基準において、本体施設の設置等に関わる設計及び工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）に設置することが求められている。
- ※2 放射性廃棄物である使用済樹脂等を、固化材を用いてドラム缶内に固化する装置。
- ※3 火災防護対策の観点から、原子炉建屋に設置している固体廃棄物処理系固化装置の固化材について、可燃性であるプラスチックから不燃性であるセメントに変更するもの。新規制基準適合性審査において、当該装置の固化材に、可燃性であるプラスチックを使用しないことを前提に火災防護対策の確認を受けている。

（別紙1）女川2号機における所内常設直流電源設備（3系統目）の設置（概要）

（別紙2）女川2号機における固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更（概要）